

目 次

議 会 事 務 局	4
企 画 財 政 局	5
市 長 公 室	7
總 務 局	8
市 民 局	10
環 境 局	12
健 康 福 祉 局	15
産 業 局	20
都 市 局	23
建 設 局	26
下 水 道 局	28
姫路市観光交流推進本部	29
姫路駅周辺整備本部	30
工業技術検査室・会計課	31
企 業 局	32
消 防 局	34
教 育 委 員 会	35
選挙管理委員会	40
監 査 事 務 局	41

2007年10月10日

姫路市長 石見 利勝 様

日本共産党姫路市会議員団
団 長 大脇 和代

2008年度予算編成に対する要望書

石見市政も2期目を迎え、いよいよ「市民主役」の公約実現が求められています。わが党議員団は、日本国憲法を自治体運営の柱にすえ、市民主役、平和で誰もが希望をもてる人間らしい暮らしを実現する予算編成を心より願っています。ところが、2008年度姫路市予算編成をめぐる情勢は依然として厳しい状況です。なぜなら、参議院選挙での自民・公明の大敗にもかかわらず、政権に執着し突如政権を投げ出した安倍首相に代わり、新たに誕生した福田政権も、基本的には小泉・安倍政権の構造改革を推進する立場に変わりはないからです。

小泉・安倍政権の6年間は医療制度の大改悪、大企業のリストラによる失業者の増大、非正規雇用の拡大、イラクへの自衛隊派兵、年金改悪、住民税の大幅引き上げ、介護・国民健康保険料の負担増、さらには後期高齢者への医療費、保険料の負担増等、社会的格差が広がりました。福田政権も、憲法改悪、消費税率アップなど国民負担への不安をめぐうことはできません。

姫路市でも景気は回復の兆しといわれていますが、中心商店街は冷え込み、不安定雇用が広がる等、厳しい状況が続いています。今こそ、地方自治体本来の使命である「市民の福祉と暮らしを守る」ため、全力をあげて取り組むことが緊急課題として求められます。

そのため、市民主役の市政運営を基本に、福祉・医療・環境・まちづくり・産業振興・教育・文化など各分野の痛切な要望に応えるとともに、合併により拡大

した各市域の福祉施策を守り、豊かな地域資源を生かす発展が期待されています。

以上の趣旨をふまえ、2008年度予算編成にあたり、以下の諸事項の実現に努められるよう、強く要請するものです。

議 会 事 務 局

- 1 . 電話回線をふやすこと。
- 2 . 議会報の改善、充実をすること。
- 3 . 各委員会傍聴者用の資料を配布すること。
- 4 . ケーブルテレビの委員会中継を行うなど議会中継を充実すること。
- 5 . 陳情書の取り扱いは、請願と同様に扱うよう改善すること。

企 画 財 政 局

- 1．消費税の税率引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く要求すること。
あわせて、市独自の消費税転嫁はやめること。
- 2．国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げもおこなわないこと。
- 3．三位一体改革による地方交付税減らしに反対し、中核市としての大都市特別財源措置のいっそうの拡充を国に要求すること。
- 4．自衛隊の海外派兵に反対し、市民の安全を守るため、地方自治体と市民に戦争協力を義務付ける有事法制等の発動を許さないこと。
- 5．憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。
世界に誇る憲法9条を守り抜くため、非核平和宣言都市として最大限の取り組みを行うとともに、今こそ憲法を暮らしに生かす地方自治の推進をはかること。
- 6．非核平和宣言都市として、以下のことをおこなうこと。
 - 市町境界の主要道路、姫路駅、城周辺、姫路港などに、非核平和都市であることを示す「広報塔」を設置すること。
 - 市民会館・センター、公民館など、公共施設に非核平和都市宣言記念碑文の複製を設置すること。
 - 姫路港に「非核神戸方式」をとりいれること。
 - 海外姉妹都市に非核平和都市宣言を紹介したり、平和のための共同の取り組みを呼びかけること。
- 7．年金・介護保険・医療制度の大改悪、さらに消費税の大増税計画等、市民生活を直撃する計画が相次いでいます。これ以上、市民生活を苦しめないため、福田・自公内閣の「構造改革」の中止を国に強く求めること。
- 8．低所得者に対する市民税の独自減免制度をつくること。
- 9．住民と力をあわせ、地域の特色を活かしたまちづくり計画を小学校単位などで練り上げ、住民本位の総合的なまちづくりを推進すること。

- 10．勤労青少年寮跡地及び警察待機宿舍跡地は、地元の福祉・文化向上のセンターとなるようとりくむこと。
- 11．地価公示価格の70%まで引き上げた固定資産税の評価替えの抜本的見直しをおこない、市民負担の軽減をはかること。
- 12．高層の分譲住宅やマンションの公共部分については、固定資産税の減免をおこなうこと。
- 13．姫路バイパス高架下有料駐車場については、国有資産等所在市交付金の対象とすること。
- 14．国有資産等所在市交付金の交付もれがないよう現状を把握し、3年毎の評価見直しなどを確実に実施させること。
- 15．地方債の借り換えや繰り上げ償還によって、利払いの節減につとめること。
- 16．旧日赤跡地問題については、市民の要望と合意にもとづいて対応すること。
- 17．18歳以上に選挙権をあたえるよう国に要望すること。
- 18．新総合計画の策定にあたっては市民アンケート結果を尊重し、地域の特色ある歴史・文化・産業等を生かした計画にすること。

市長公室

1．市民主役、市民参画を前進させるため、市民と直接対話、公聴の機会を充実発展させるため、次の点にも積極的にとりくむこと。

市民が市長に声を届ける機会として、市長と対話できる市民の日を創設すること。

各種審議会の公募市民の割合を50%まで広げていくこと。

2．地域改善対策財政措置特別措置法の終了にともない全庁的に市独自の地域改善施策を終了し同和地区の完全解放をすすめること。

3．監査の結果を尊重し、積極的な改善にとりくむこと。

総 務 局

- 1．公益通報制度の有効活用をはかるとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。
- 2．住民犠牲の「自治体リストラ」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」にもとづき真に住民本位の市政推進につとめること。
- 3．指定管理者制度導入にあたっては、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性等、十分に配慮して対応すること。
- 4．姫路市議会政務調査費条例を一部改正し、領収書添付と公開を義務付けること。
- 5．合併後の市民サービスは旧町の施策の後退をさせないこと。
- 6．農林水産局を設置すること。
- 7．地域事務所の空きスペースは、地域住民の要望に基づき、有効活用を図ること。
- 8．国際交流センターの運営にあたっては、国際交流協会に参加する団体、ボランティアの活動を保障・支援し、研修や活動のための事業費増額をおこなうこと。
- 9．公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げはおこなわないこと。
- 10．大企業の談合・不正を生む入札制度の改善と、地元中小企業優先の条件付き一般競争入札を拡大し、民主的で公平・透明な入札制度を早期に確立すること。
- 11．市内中小零細企業への発注状況を把握し、市内中小零細企業への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。
- 12．下請け、孫請けなど零細業者を守るため、単価基準を設定し、公表するとともに、市発注の全ての工事について、契約時に遵守することを確約させること。

- 13．女性を管理職に積極的に登用するとともに、各種審議会委員に公募もふくめて女性の選任をひろげること。
- 14．職員定数の完全充足をはかるとともに、長期出張者・休職者の代替配置をおこなうなど職員の労働強化と、市民サービス低下にならない措置をこうじること。
- 15．職員の健康管理を増進するため、心の健康診断など精神保健対策をはかること。
- 16．パートなど臨時職員の待遇改善をはかること。とくに学童保育指導員、幼稚園臨時職員、学校プール及び書写養護学校の介助員などの手当の増額をはかること。
また、社会福祉事業団などの外郭団体職員の待遇、労働条件を改善すること。
- 17．庁舎の改修にあたっては環境（太陽光発電・屋上緑化）・バリアフリー（トイレの洋式化等）化に考慮すること。
- 18．職員の市民サービス向上・不祥事防止のため、適切な研修を行うとともに、採用にあたっては透明度を高めるためのシステムを検討すること。
- 19．職員の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人数・人材配置をおこなうこと。

市 民 局

- 1．個人情報漏洩など、問題のある住民基本台帳ネットワークシステムの安全対策には万全を期すこと。
- 2．国民健康保険料を引き下げるために、つぎの措置を講じること。
 - 国にたいして補助率を、元に戻すよう強く要求すること。
 - あわせて県補助金の大幅増額を求めること。
 - 一般会計からの繰り入れは保険基盤安定繰り入れ金等、きめられたものだけでなく、実態に即して保険料が下がるように大幅繰り入れをおこなうこと。
 - 国保料の限度額の引き上げはおこなわないこと。
- 3．国保料については議会の審議にかけて決定するよう制度改正をおこなうこと。
- 4．国保料の滞納者に対する保険証の交付停止を撤回し、未交付者にただちに交付すること。
- 5．国保料の減免制度をいっそう拡充すること。
- 6．国保の一部負担金の減免制度の運用改善をはかること。
- 7．介護保険法の施行にともなう国保証返還要求の義務化など、制裁措置の廃止を国に求めること。
- 8．国保運営協議会の委員の選出にあたっては公募制を採用し、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
- 9．国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ最低加入期間の引き下げ、最低保障年金制度の創設を国にもとめること。
- 10．国民年金免除対象者に対し、免除申請の指導を強め、無年金者をなくすよう努力すること。
- 11．改訂男女共同参画プランにもとづく施策の推進をはかるとともに男女平等条例を制定すること。
- 12．男女共同参画推進センター（あいめっせ）は、男女平等の拠点としてふさ

わしい体制に拡充すること。

- 13．DV法にもとづき、配偶者暴力相談支援センターの設置をはかり、被害者の救済と自立支援を行うとともに、加害者更生のための取り組みを国に要求すること。
- 14．市民センター等の大規模改修を順次行い、机はワンタッチ操作、キャスターつきに取り替えていくこと。床も滑りにくいものにしていくこと。
- 15．来庁者への窓口対応を一層改善すること。また、市民サービス向上のため、各地域事務所・支所・出張所などに住民票等自動交付機を増設すること。
- 16．増加する多重債務者に対応するため、市民相談窓口専門の相談員を増やすなど充実をはかること。
- 17．地域改善特措法の終了にともない、総合センターの職員配置の見直しなど全ての特別対策は廃止し、人権尊重の憲法を守る立場で施策の拡充をはかること。
- 18．市の施設の貸し出し利用については、地域事務所・支所・出張所等の施設の窓口からでも受付申し込みを可能にすること。
- 19．交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検をはかり、信号機の設置及び、交通標識の改善を早急におこない、特に盲人用信号機の拡充改善をはかること。

環 境 局

- 1．姫路市への電源立地の異状な集中に反対し、あたらしい発電所の増設を許さないこと。市内の関西電力発電所の、すべての発電機に脱硝装置を早期に設置させること。
- 2．南部美化センターと市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。
できるだけ早い時期に厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。
- 3．新美化センターと付帯施設の建設にあたっては以下のことをおこなうこと。
着工前に網干地域の全住民、また全市民を対象にした説明会を実施すること。
建設・環境監視委員は、公募市民を加え、地域住民の中から選出するとともに、必ず専門家を配置すること。
建設・運営に、地元業者を最大限活用し、地元の雇用と活性化に資すること。
- 4．市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
- 5．市内の環境調査については、大気・土壌・水質の調査地点を増やすとともに、海水・海底の調査も複数の箇所でおこない、年に最低一度は市民にわかりやすく公表すること。
- 6．公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による被害者完全補償制度、無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政をすすめること。
同時に、全ての環境に関わる情報の公開をおこなうこと。
- 7．市として産業廃棄物の排出実態の調査と規制の強化、改善勧告など環境行政を強化すること。
- 8．市内の工場、及び車両等の排出するCO₂を把握し、削減目標の決定と規制

をおこなうこと。

- 9．降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1km²当たり月5トン）」をより厳しくすること。
- 10．姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
- 11．環境を守るためノー・マイカーデーを実施し、市職員はその先頭に立つこと。
- 12．ゴミ新分別の指定袋制度の強制をおこなわないこと。
- 13．循環型社会をめざすため、電動式ゴミ処理器以外にも購入助成対象を拡大すること。
- 14．空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任でおこなわせるよう国に強く求めるとともに、市独自の条例をつくること。
- 15．自治会・子ども会など地域団体が行なっている資源ゴミ収集への助成金を引き上げること。
- 16．事務系の紙などをはじめとする廃棄物の減量化、ゴミの分別徹底、資源化および再利用の推進を企業責任で実施するよう行政指導を強めること。
- 17．ゴミステーションを安全な場所に設置するために、用地確保への助成をおこなうとともに、ステーション整備について、原材料だけでなく助成金を支出すること。
- 18．河川・海等へのゴミ・廃棄物の不法投棄防止の行政指導をおこない、パトロールを強化すること。
- 19．砂浜など、自然環境の保全をすすめるため積極的な施策をすすめること。
大塩、的形、白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。
県に対し、海岸の清掃、砂浜の清掃、保全、海浜植物や生物の調査などを要求し、県・市一体で取り組むこと。
- 20．民間の住宅、事務所、店舗の石綿除去等への融資・利子補給、住宅の調査費用や工事への助成制度を国・県に求めるとともに市独自でもおこなうこと。

21．地球温暖化防止の立場から太陽光発電を普及するため、国・県に対し助成措置を求めるとともに、市独自の助成制度の拡充を行うこと。また、公共施設には太陽光発電を普及させること。

健康福祉局

1．障害者自立支援法の問題点を明確にするため、利用者や施設・作業所等の実態調査を行い、国に応益負担の撤廃など改善を求めること。

あわせて、国・県に負担軽減制度の充実等を求めるとともに、市独自の軽減策を拡充させること。

2．「後期高齢者医療制度」を止め、健保本人三割負担無料に戻すよう政府に強く働きかけること。

3．全国で問題になっている深刻な医師不足は姫路市でも救急医療や産科・小児科等の医療体制に困難が生じている。

休日・夜間急病センターの医師確保のため、待遇改善や国立医療センターへの産科復活等、国・県に働きかけ、独自の支援を行うこと。

4．市の乳幼児医療費助成制度は所得制限をなくし、当面、就学前まで通院についても無料化すること。

県に対し、すべての子どもの医療費を義務教育終了まで完全無料化するよう強く要求すること。

国に対し、子どもの医療費無料化制度創設を強く要求すること。

5．児童扶養手当を増額し、所得制限を撤廃するよう国に求めること。

6．高齢者、乳幼児、重度障がい者（児）、母子家庭の入院給食費助成制度を復活させること。

7．高額医療費の窓口負担は入院と同様に通院も自己負担限度額にすること。

8．難病特定疾患医療費について全額公費負担制度を復活するよう国に要求すること。「完全無料制」の復活を県に要求するとともに、市単独でも実施すること。

9．市民健康診査制度の拡充をはかるとともに、検診料を引き下げること。

10．妊婦健康診査費助成事業の拡充を図ること。

11．新生児ホームヘルプサービス制度創設を県に要求するとともに、市として

もとりくむこと。

12. 介護保険制度について、つぎの事項を国に要求すること。

国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。

保険料徴収年令の引き下げと、利用料金の引き上げはおこなわないこと。

障害者自立支援法との統合はおこなわないこと。

特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、施設建設を促進すること。

軽度の要介護者をサービスから排除せず、介護予防も含め、高齢者の生活の質の向上をはかる見直しをおこなうこと。

介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善をはかること。

特養ホームなど各施設の食費、居住費等が全額自己負担のホテルコスト廃止を国に求めること。

13. 介護保険事業推進にあたって、つぎの措置をとること。

保険料は所得のない人、低所得者に配慮して減免制度、軽減制度の拡充をはかること。

介護認定にあつたては、高齢者の生活実態をよく反映すること。要介護者の認定を早く的確におこなうとともに、苦情相談窓口を増やすこと。

入所待機者の増加と認知症老人に対処するため、特養ホームやグループホームを増設するとともに、市街地に市立特養ホームを緊急に建設すること。

ペナルティーによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がでないよう改善をはかること。

住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。

食費、居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の減免制度を確立すること。

要支援 1、2、要介護 1 の方に対する福祉用具レンタル廃止制度に反対し、復活を求めるとともに、市独自の対策を確立すること。

委託地域包括センターの事務量の効率化を行うとともに委託料の引き上げなど改善をはかること。

居宅支援事業については重度の要介護利用者のショートステイ受け入れ支援を行うとともにヘルパー利用外出援助要件拡大など改善をはかること。

- 14．公立総合リハビリテーションセンターを設置すること。
- 15．愛の福祉事業を充実し、愛の福祉金を増額すること。
- 16．災害見舞金について周知徹底をはかるとともに床上浸水など支給額を大幅に引き上げること、及び市独自の住宅再建・補修支援など特別融資制度を創設すること。
- 17．保健所の機能の充実をはかるとともに、保健師等専門職の増員を行い、相談・検査体制を強化すること。
- 18．保健福祉サービスセンターの活用を充実させ、増設をはかること。
- 19．休日・夜間急病センターの職員や看護師の増員など、体制強化と待遇の改善をはかること。
- 20．はり、きゅう、マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。
- 21．高齢者バス優待乗車制度の適用年齢を引き下げるとともに、汽船、タクシーにも適用を拡大すること。
- 22．公衆浴場などの無料または割引制度を拡充すること。
- 23．緊急通報システムについては、希望する老人にはもれなく設置されるよう、PRにつとめ、申請手続きの簡素化などをおこなうこと。
- 24．在宅高齢者介護手当の増額をはかること。また、紙おむつの無料支給をおこなうこと。
- 25．老人クラブの助成費を増額し、自主的な老人組織に助成をおこなうこと。
- 26．小学校区ごとに託老所を設置するとともに、すでに民間で実施しているところには、公費助成をおこなうこと。
- 27．「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念にもとづいて、保育の公的保障を拡充するため、国庫補助金の増額をはかるよう国に要請するとともに、市独自の財政措置を講じること。

- 28．保育所の職員の最低配置基準を見直し、増員をはかるよう国に要求すること。
- 29．夜間保育所制度をつくり、夜間、日祭日、乳児保育の拡充をはかること。
- 30．認可外保育所への補助を増額すること。
保育士の期末手当援助金を支給すること。
特別保育（休祝日、延長、夜間、乳児保育）に助成をおこなうこと。
嘱託医の配置、児童・保育士・調理師の健康診断・検便などに補助をおこなうこと。
- 31．すべての保育所で自所方式の給食を主・副食ともに実施すること。
- 32．私立保育所への補助金の増額をはかること。
- 33．児童の虐待防止のため、相談・支援活動などの機関・施設の充実・強化をはかること。
- 34．児童センターを増設し、終了時間を延長すること。
- 35．軽度発達障がいを持つ子どもを保育する制度の創設と予算措置をはかること。
- 36．総合福祉通園センターの改修にあたっては現場や利用者の意見を反映すること。
- 37．つくし児童園、しらさぎ園、かしのき園などの保育士、及び指導員の増員をはかること。
- 38．福祉タクシー制度の助成額はタクシー料金とリンクさせ、1乗車券1枚使用をやめ、自由に使えるようにすること。無料バス券との併用も検討すること。
- 39．重度身障者に対して紙おむつを無料支給すること。
- 40．障がい者の自立支援をめざす無認可・民間の施設の作業所の設置や運営について、補助金等の助成の継続・拡充をはかること。
- 41．生活保護の受給制限が異常につよまっている事態を根本的に改め、国の国庫負担率堅持をはじめ、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立し、生活に困っている市民にあたたかい手をさしのべること。
受給を求める市民には、申請用紙を窓口置き、申請しやすくすること。

申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。

緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。

老齢加算・母子加算廃止の復活を、国に対して強く求めること。

70歳以上75歳未満の高齢者のバス優待乗車制度を復活すること。

医療券の制度を改め、医療証を発行すること。

42. 増え続けているホームレスへの支援については、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針の告示について」の厚労省局長通達に基づき、生活保護の適用を図っていくなど支援を強めること。

43. 「成年後見人制度」助成制度をつくるなど、利用しやすくすること。

44. 好古園などの市の施設入場料は、高齢者、障がい者（児）とその介助員も無料にすること。

45. 石綿（アスベスト）の健康被害対策は

石綿製品関連企業の従業員のみならず、近隣で生活及び勤務していた人などの健康被害が広範囲にわたることから、市の相談窓口を継続し充実するとともに、病院や保健所での健康診断等の体制をとること。

石綿製品の製造及び使用した企業・事業所を調査し、作業従事者や周辺住民等の健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。

46. 石綿被害の拡大防止対策は

石綿製品の納入先、石綿製品を使用した建物、施設、設備等の実態を調査・把握し公表すること。

石綿使用の建物、施設、設備等の解体及び、更新時の健康被害防止対策を講ずること。

47. 過去に石綿製品を使用した建物等の撤去、廃棄作業に関わった労働者や、港湾などで石綿輸入品取り扱いに従事した労働者やその家族、近隣の住民についても健康被害調査を行うとともに相談体制をつくること。

産 業 局

- 1．雇用を守るために、最高裁判決で確定している「整理解雇の4要件」を企業に遵守させる解雇規制法をつくることを国に要求すること。
- 2．「産業活力再生法」などによる大企業の大がかりなリストラを許さないために、市内企業の工場閉鎖や分社化など人べらし計画は、事前の届け出と十分な協議を義務づける「リストラ規制条例」の制定を、県に要求するとともに、市独自で制定すること。
- 3．市内の企業に対し、不安定雇用の拡大に歯止めをかけ、市内の非正規労働者の実態を調査し、正規と非正規労働者の「均等待遇」のルール確立を国に求めること。
- 4．サービス残業を根絶させ、新規採用など、仕事量に見合う雇用を確保するよう指導・監督を強めること。
- 5．雇用を守り拡大するために、市として道路・公園・福祉・教育・防災などの公的就労機会をふやすこと。
- 6．就職が困難な若者・社会的弱者に雇用拡大を図るため企業・事業所に要請するとともに、市としても、公的就労機会を拡大すること。
- 7．労働組合地域センターへの助成、及び各種審議会等の選出にあたっては、全ての労働団体から公平におこなうこと。
- 8．市内の中小零細業者の実態を把握し、中小企業振興条例を制定すること。
- 9．市内の中小零細業者の営業とくらしをまもるために特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。
- 10．新日鉄広畑製鉄所構内外・関電構内の未利用地と出光製油所跡地などの未利用地は、平和・無公害産業で労働条件悪化をもたらさない企業や公共施設を誘致し、地元雇用を拡大するよう要求すること。
- 11．「環境・リサイクル特区」におけるエコタウン事業については、環境アセス

メントを継続し、情報公開と住民参画によって、環境保全、住民の安全と健康を守ること。

- 12．中小企業センターを設置し、経営相談や技術・技能上の問題解決のため、経営技術・下請け・O Aの相談指導や交流など総合的に行えるようにすること。
- 13．無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。
- 14．借受人の負担となっている保証料を市が援助すること。
- 15．特別小口資金融資の納税要件の弾力的運用をおこなうこと。
- 16．緊急に資金を必要とする事業者が簡便な手続きで利用できる「超小口直貸し融資」制度をつくること。
- 17．住宅改良助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成につとめること。
- 18．銀行の「貸し渋り」や異常な取り立ての是正のために、金融機関にたいする強力な要請をおこなうこと。
- 19．地元中小業者の営業と暮らしに壊滅的打撃を与える大型店の出店計画や一方的な撤退に反対し、知事の許可制にするなど更なる法改正を国に要求すること。
- 20．大型店舗の進出によって、打撃を受けた中心市街地や地域商店街の実態調査を行い、中心市街地及び地域商店街の活性化をめざす市独自の商業指針をつくり、その振興をはかること。国のまちづくり三法を生かした「まちづくり条例」を、住民と共同でつくること。
- 21．皮革関連、及び鎖・ナットなど地元産業の技術、デザインの向上、品質改良、市場開拓、公害防止などへの援助、新製品開発などを研究し、産業指導を行なうこと。
- 22．米価の下ざさえのしくみをただちに確立し、生産をつづけられる米価対策を国・県に要求すること。
- 23．輸入自由化の道をくいとめるため、W T O諸協定の改正を政府につよく要求すること。

- 24．減反政策の大幅緩和・見直しを求め、強権的な割り当ての押しつけに反対し、農家の自主性を尊重すること。また、復田経費に対する補助については大幅に増やすこと。
- 25．農協の主事業を「金融」「信用」重点から農協本来の使命である「営農指導」重点にきりかえるよう指導の転換をはかること。
- 26．姫路市の特産物を強力に育成し、農業の振興をはかること。
 - 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導などの支援をおこなうこと。
 - 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。
 - 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用をはかること。
- 27．瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てをおこなわないこと。
- 28．瀬戸内海を漁場にもつ市として、藻場の育成、磯浜復元などをすすめること。
- 29．栽培漁業センターを強化し、漁業組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。
- 30．海産物の直販施設「海の駅」などを組み合わせ、海産物の振興をはかる、ウォーターフロント計画等、地元漁業組合と協議し、支援すること。
- 31．誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全と整備を行なうこと。
- 32．農漁業に対する台風、集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充すること。

都 市 局

- 1．便利なところに市営住宅を大量に建設し、国庫補助を大幅に増やすよう要求すること。希望する単身者が入居できるよう改善すること。
- 2．高齢者及び障がい者用の住宅を大量に増やすこと。民間住宅の借り上げもふくめ対処すること。
- 3．市営住宅について以下の対策を講じること。
 - 台所の流し台・風呂場・トイレなど室内設備については、耐用年数の基準を設け、順次とりかえること。
 - 家賃減免制度の拡充をはかり、手続きを簡素化すること。
 - 老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
 - 入居者が必要とする駐車場を確保すること。
 - 申し込みについては、市の出先機関で受付できるよう改善すること。
- 4．特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、すべて住宅管理課でおこなうこと。
- 5．住宅改良助成制度を創設し、住環境を整備すること。
- 6．御着駅、網干駅、及び山電大塩、白浜駅など一日五千人以上の乗降客がある駅のエスカレーター・エレベーター・障がい者トイレを設置しバリアフリー化をはかること。
- 7．すべての公共施設は障がい者が利用しやすいようにバリアフリー化し、エレベーター、車イス用トイレなどを設置すること。
- 8．JR新幹線の姫路駅停車本数を増やすようはたらきかけること。
- 9．山陽本線西明石駅以西の複々線化を促進し、播但線の複線電化、姫新線の電化と部分複線化を要求すること。
- 10．播但線の電化後の利便性向上のため、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善をはかること。
- 11．野里駅・京口駅の完全有人化をはかること。

- 12．山陽電車に、エレベーターの設置（西飾磨駅、白浜駅、夢前川駅）、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干～飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要求すること。
- 13．地球温暖化・高齢化社会に対応するため、公共交通の役割はいっそう重要です。鉄道を含めた公共交通機関を軸とした交通体系の総合計画を専門家、市民の参加のもとに、民主的に作成すること。
- 14．環境を守り、交通渋滞の解消をはかるため、市内のマイカー規制に対応できるパークアンドライドシステムを小規模でも可能なところから拡充推進すること。
- 15．新日鉄などの大企業遊休地を市当局の主導のもとに住民参加の街づくりにいかすこと。
- 16．住民が安心して暮らせるまちづくりのために「姫路市ホテル等建築に関する要綱」第9条第2項（商業地域の適用除外）を見直すこと、さらに「環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンター等の規制」に関する条例を制定すること。
- 17．都市計画、再開発、区画整理事業など、街づくりの基本は、住民参加と合意であり、計画段階から住民に公表し、参加と合意のもとですすめること。
- 18．「播磨臨海地域道路」構想は、すべての情報を公開し、住民の論議を保障すること。
あわせて、道路特定財源は一般財源化し、国民の福祉・暮らし応援にまわすよう国に求めること。
- 19．国道2号バイパス、山陽自動車道、播但連絡自動車道、JR沿線などの防音壁を沿線住民の要望にもとづいて設置すること。
- 20．山陽自動車道、播但連絡自動車道の無料化を国・県にもとめること。
- 21．地域住民が街づくり計画について話し合える総合窓口をつくるとともに、市民の参画と協働のまちづくりを進めるために、まちづくり条例を制定すること。
- 22．公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。

23．土地区画整理事業は公共・組合施工を問わず、住民の立場に立ち、民主的に推進し、組合等への適切な行政指導をおこなうこと。

24．姫路駅南西地区の基盤整備（区画整理事業）は、住民の合意と納得のもとですすめること。

建設局

- 1．国道250号線及び312号線の渋滞解消のために、抜本的対策をおこなうよう県に求めるとともに必要な生活道路を整備すること。
- 2．県道太子御津線・大江島太子線、市道鹿谷田線の渋滞解消のため道路整備をおこなうこと。都市計画道路龍野線、夢前川右岸線を早期に実現させること。
- 3．合併町の生活道路整備を促進すること。
- 4．車イスが充分通れる幅をもつ歩道をつくとともに段差解消など、誰もが安心して歩けるまちづくりをすすめること。
- 5．自転車専用道路の整備を推進すること。
- 6．歩道の確保のため、側溝のフタ掛けなど整備を行うこと。
- 7．フタ付き道路側溝のゴミの取り除きを計画的に実施すること。
- 8．集中豪雨による浸水対策、水害防止対策を講じること。
- 9．街路灯の予算を増額し、増設をはかること。
- 10．交通事故の多発地点へのカーブミラー等の設置を強化すること。
- 11．JRと山電の各駅及び公共施設に、駐輪場・レンタサイクルを設置し、自転車対策をすすめること。
- 12．市内各所に公園を建設するとともに、遊具・砂場の管理の徹底、除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・障がい者トイレ）の整備をはかり、あわせて公園管理費の見直しを行なうこと。
- 13．低水護岸の設置など、河川公園の管理体制の抜本的な改善をはかること。
- 14．市内の公共コンクリート構造物施設、とくに1970年代以降の建設物を調査し、安全対策をおこなうこと。
- 15．河川のり面や市管理地の除草を年2回以上すること。
- 16．浜手緑地公園の整備をはかり、木の枝払いや清掃は、実態に応じて回数を増やすこと。ベンチや備品の修理と増配備をおこなうこと。
- 17．旧JRの飾磨線跡地の利用計画を明確にし、地元住民に十分な説明をおこ

なうこと。

18．市道17号線・中川左岸線を早期に拡幅整備すること。

下水道局

- 1．下水道整備計画を推進し、快適な住環境をつくること。
- 2．旧市街地、及び飾磨地域など下水道は、早期に合流式から分流式に切り替えること。
- 3．下水道管内を定期的に点検し、ヘドロ浚渫など点検体制を強化すること。
- 4．家庭用水洗便所の普及を促進するため、貸付け限度額を引き上げ、手続きの簡素化など、市民が利用しやすいよう改善をはかること。
- 5．皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業にくみ入れた国・県の責任は重大である。

皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。

- 6．市内の2級河川、準用河川、普通河川ならびに排水路の全面整備及び改修を急ぐこと。

排水路の地元負担については実態にもとづいて軽減すること。

- 7．河川排水ポンプ場の施設整備を強め、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
- 8．集中豪雨による市内各地の水害防止、浸水対策を講じること。

汐入川、船場川、宮堀川、大津茂川、古川、水尾川、宮内川、外堀川、大野川などのヘドロの浚渫や清掃をおこなうこと。

荒川、土山、高岡、車崎、辻井、東山、宮内、浜田、飾磨地域など各地域の浸水対策を急ぐこと。

- 9．市内各河川の管理を強め、プレジャーボートなどの不法繫留をなくすこと。

姫路市観光交流推進本部

1. 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」をいかした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりをすすめること。

「ザ祭り屋台in姫路」を継続開催し、播州の祭り文化を世界に発信すること。

姫路城を核とし、書写山円教寺など特色ある文化・歴史遺産をはじめ瀬戸内海国立公園に位置する家島諸島や雪彦山等、豊かな自然景観や歴史・文化を生かした観光政策をうち出すとともに地域の特産品と食を生かした観光振興をすすめること。

姫路城周辺を観光ゾーンとし、特産品や民芸品の魅力を満喫できる実演・体験コーナーで、まちづくり・商業振興をはかること。

「お城祭り」や「ゆかた祭り」、「良さ恋まつり」などのイベントは市民主役ですすめること。

観光客の誘致や「おもてなし」のため、案内機能充実、道路標識の改善、景観の整備、清掃美化をはかること。

2. 菓子博開催にあたっては、全国的にPRを行うとともに、姫路の魅力を全国に発信すること。
3. 姫路城改修にあたって、観光客減少に対しては市民のアイデアを取り入れるなど対策を講じること。

姫路駅周辺整備本部

- 1．姫路市都心部まちづくり構想、キャストイー21、駅ビル建て替えなどの推進にあたっては、徹底した情報公開と市民参画を進めること。そして、21世紀にふさわしい福祉・教育を基本にしたまちづくり、中心商店街、地下街、駅西地区などと連携したまちづくりとなる総合的な計画策定を行うこと。
- 2．山陽本線等連続立体交差事業の播但線、姫新線の高架化の早期完成をめざすとともに、山陽電鉄軌道は、新方式による地下化を引き続き検討すること。

工事技術検査室・会計課

- 1 . 工事検査体制を強化し、基準にもとづき厳格に検査を実施すること。

企 業 局

- 1．市民に安価で良質な水を確保するため、水道事業の独立採算制を廃止して水源開発にたいする大幅な国庫補助など水道法の民主的改正を要求すること。
- 2．水道料金の値上げを行わないこと。
- 3．県水道用水供給事業の料金の引き上げに反対すること。
- 4．県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
- 5．市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
- 6．水道の水圧低下でガス給湯器の作動に支障のないよう改善をはかること。
- 7．すべての石綿管を早期に取替え、水道管の耐震化をすすめること。
- 8．水道未給水地域にたいする水道網の配置を急ぐこと。
- 9．公道なみの私道にも配水管網の敷設配備をおこなうこと。
- 10．公衆浴場向けの水道料金を大幅に引き下げること。
- 11．高層住宅水道の検針と料金徴収については、新制度に基づき早急に全市で改善をはかること。また、マンションなどの各戸メーター取り替えについて助成の増額を行なうこと。
- 12．高台及び高層住宅建設地周辺地域の水圧調査を行ない、水圧確保につとめること。
- 13．工業用水に関する契約水量の見直しを求め、余剰の利水権を市民向けに返還するよう国、県に要求すること。
- 14．新日鉄・ダイセルのトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保をはかること。
- 15．地下水源の調査を全市的に行ない、自己水源の確保につとめること。
- 16．ビルや事務所のトイレ、冷房などの雑用水は、雨水や下水の再生水の使用

に切り替えるなど、水の浪費をやめること。

17．市川の流量など水についての情報を全面的に公開すること。

18．生野ダムの操作規則の見直しをはかり、実態に即した放流を行なうよう県に要請すること。

19．市民の足としての市営バスを存続させるため、あらゆる可能性をくみつき、全市民の総意を結集して積極的にとりくむこと。

20．バスなどの大量輸送機関を重視し、モータリゼーション規制強化を国に要求すること。

21．独立採算制の廃止など地方公営企業法の改正と抜本対策を国に要求すること。

22．運賃値上げを行わないこと。

23．神姫バスとの路線協定の見直しを早急におこなうこと。

24．百円バス路線の拡大と市内循環路線やコミュニティ路線などをつくり、市民の足を守ること。

25．バスの停留所の上屋及びベンチの設置・改修に取り組むこと。

26．夜間でも見える、バス時刻表蛍光板等を設置すること。

27．完全週休2日制を実施し、それにとりなう職員採用をおこなうこと。

28．高齢者、障害者にも便利で安全な交通機関とするため、低床式バスをふやすこと。

29．老朽化した日之出車庫を建て替えること。

30．バスロケーションシステムの導入をはかること。

消 防 局

- 1．県下最大の危険物集中地帯である姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化をはかること。化学消防車など国基準に達していないものは早急に完備すること。
- 2．消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、科学的な専門職員の増員をはかること。
- 3．救急自動車を増車し、救急救命士をすべての救急車に配置すること。
- 4．県下第一の危険物集積地の震災対策を抜本的に見なおすこと。LNGタンクなどの耐震基準の地域係数を東京都なみにあらためさせること。
- 5．震災時の即応体制を確立するため消防力の急速な充実に努めること。とくに耐震性地下水槽の設置を計画的にすすめること。必要などころには100トン水槽を増設すること。
- 6．石油タンクの耐震基準の法改正にともなう改修については、期間を短縮して実施すること。
- 7．消防団員の出勤手当の増額をふくめ処遇の改善充実をはかること。
- 8．姫路市地域防災計画のいっそうの充実をはかること。また、防災意識向上のため、市の各施設を活用し、視聴覚教材、ラジオ、テレビを利用した啓発活動を充実に推進すること。
- 9．水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。及び、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策をはかること。
- 10．山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県につよく働きかけること。また、関係資料、情報公開を関係機関に要求すること。
- 11．AED（自動体外式除細動器）を、すべての公共施設に早期に設置すること。

教 育 委 員 会

1. 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担削減をやめるよう国に求めること。
2. 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育をすすめること。
3. 子どもと教育の荒廃の主な原因である過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育条件を整えること。
4. 全国学力テストの廃止を国に求め、本市では実施しないこと。
5. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対におこなわないこと。
6. 歴史的事実を歪曲する教科書や基本的人権より国家秩序を優先する教科書は今後とも採択しないこと。
7. 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見が十分反映できるような民主的制度に改善し、会議は公開すること。
8. 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
9. 「魅力ある姫路の教育創造プログラム」策定にあたっては、情報を十分公開し、現場・保護者・市民等の議論を保障し、意見を尊重すること。
10. いじめ、暴力、不登校、学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、学力・体力の保障、人権・人格の尊重のために三十人以下学級の早期実現を国、県に要求すること。当面、市の責任で小学校中・高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。
11. 高校の格差を助長する「複数志願制」「総合学科」「特色科の推進」を廃止するよう県に求めること。また、高等学校の統廃合や学級減をおこなわず学校格差解消をはかり、誰もが希望のもてる入試制度への改善をめざし市独自の検討委員会を設置し市民論議をすすめること。
12. 奨学金制度の拡充をはかり、奨学金の貸し付け、条件の緩和をはかること。

新たに高校生への奨学金制度を創設すること。

13．調理師、調理員、用務員を国基準にもとづいて増員すること。市費負担の事務職員を配置すること。定員内臨時教員を正規教員に改善すること。

14．希望者のいる学校に障害児学級を設置すること。すべての障害児学級・障害児に市費介助員を配置し、増員すること。プール指導介助員の待遇改善をおこなうこと。

15．水泳指導の安全と充実のために、市費の補助員を配置すること。

16．書写養護学校について次の改善をはかること。

児童・生徒の重度重複化に伴い、実態にあった教諭・介助員・看護師の増配置を行うこと。

重度障害児がバス通学できるよう、看護師を添乗させること。

校舎の老朽化に対応するため、早期に抜本的対策を行うこと。

17．施設費、需用費、教材費を大幅に増額にし、学校間の格差をなくすこと。国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。とくに、いたみのひどい机・椅子は早急に改善をはかること。

18．森林を守る環境保全と、物・命を大切にす立場から、国産間伐材を利用し、木製の机・いすを小学校一年から順次実施すること。

19．すべての教室に空調設備を設置すること。

各階に男女別トイレを完備すること。

20．学校における児童・生徒の安全を確保するために、現場の意見を取りいれ、子ども本位の安全施策を講じること。

スクールヘルパー制度は、地域のボランティアに依存するのではなく、警備員や用務員の複数化などにより、市として責任ある対策をはかること。

21．現行耐震基準が制定された1981年以前に建築された、全小中学校の耐震化、老朽化対策をはかること。

22．各校にエレベーター、スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障がい児の在校する学校には早急に対応すること。

23．クラブ活動に対する公費負担の基準を引き上げ、父母負担を軽減すること。

- 24．小中学校のクラブ・部活動の指導にあたっては、専門性が問われる顧問の不足を補うための外部講師制度を充実し、待遇改善をはかること。
- 25．いじめ、不登校、ひきこもり、校内暴力等の原因究明とともに、子どもと家庭を支援する相談体制や施策を充実すること。
- 26．男女別の教職員用更衣室・休養室、印刷室などの施設を整備すること。
- 27．小学校給食は地産地消を取り入れ、自校方式を守り、拠点化及び民間委託は行なわないこと。
- 28．中学校給食は、学校給食法に基づき早期に全校実施すること。
- 29．市立幼稚園について以下の施策を行うこと。
 - 早急に全園で2年保育を実施すること。
 - 障がい児加配教員を配置すること。
 - 完全給食を行うこと。
 - 臨時教員の待遇改善を行うこと。
- 30．小学校の自然学校や中学校の自然教室を強制せず、各学校の自主的な運営・計画を保障すること。また、実施学年、日程、実施場所にかかわらず、すべての野外活動に市費の補助をおこなうこと。
- 31．教職員、臨時教職員の健康診断の科目をふやすなど検診内容の充実をはかること。
- 32．産業医の配置をはじめ、教職員が安心して働ける条件整備をおこなうこと。
- 33．教職員の療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
- 34．福利・厚生事業については、教育委員会の責任で、全教職員を対象にし、公正・平等に実施すること。
- 35．学童保育は児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
 - 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校・幼稚園のすべてで実施すること。
 - 希望と必要のある児童は高学年も受け入れ、三十人を超える場合、第二学童を開設すること。

生活の場として安全と休息、遊びを保障するための施設の基準をつくること。

全ての学童の安全整備と冷蔵庫、カーテンの整備を整えること。

指導員は市の職員とし、公募をおこなうとともに、時間給の増額をはかること。

保育時間と指導員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。

共同保育所も市の施設同様、援助をおこなうこと。

36．学校図書費を増額するとともに、蔵書を充実し、市費で専任の職員を配置すること。

37．中央図書館および分館の機能を充実させ、図書購入費をふやし図書館司書などの専門職員の増員をおこなうこと。分館の職員を増員して一人配置をなくすこと。また、市民が利用しやすいように開館時間延長など整備と改善をすすめること。

38．生涯学習の場としての図書館は、駅の便利なところに設置し、情報・文化・学習の拠点とすること。

39．全小学校区に公民館をつくとともに専任職員を配置すること。

40．「トライやる・ウィーク」事業については、生徒・教職員・保護者・地域住民の意見を尊重し、費用については実態に見合った有効な使い方に改善すること。

41．既存の施設の改修、改造もふくめ、低料金の使いやすい防音の音楽・文化・芸術レッスン場などの施設を増設すること。

42．「市民の自主性・創造性の尊重」「すべての市民が等しく文化的環境で暮らす権利」などの理念を持った「姫路市文化振興条例」を早期に制定すること。

43．文化芸術団体の情報交換、情報発信、各種会議等ができる（仮称）「文化芸術活動交流センター」を設置すること。

44．文化施設の改修・新設については、在野の文化団体の意見を聴取するシステムを実現すること。

- 45．各文化施設の利用にあたっては、市民の意見を尊重し、弾力的な運営をはかること。
- 46．青少年センターの運営・企画にあたっては、中・高校生などの参画をはかり、青少年の居場所と自主的活動の拠点施設として充実させるとともに分室等拡充をはかること。
- 47．スポーツ施設の拡充をおこない、すべてのスポーツ施設に障害者用トイレを設置すること。

選挙管理委員会

- 1、厳正で公明な投票の体制に努め、期日前投票所を増設すること。

監査事務局

- 1、包括外部監査を含む監査体制を充実すること。